

青森県報

第九百十三号

令和七年
五月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 祉 課) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五
- 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

公 告

告 示

青森県告示第三百八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	令和十年四月三十日

青森県告示第三百九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 研修及び講習の名称
 - 1 研修
 - (一) 令和七年度青森県クリーニング師研修(第一型)
 - (二) 令和七年度青森県クリーニング師研修(第二型(通信制))
 - 2 講習
 - (一) 令和七年度青森県クリーニング業務従事者講習(第一型)
 - (二) 令和七年度青森県クリーニング業務従事者講習(第二型(通信制))
- 三 開催日時及び場所(第一型)
 - 1 研修

日 時	場 所
-----	-----

令和七年八月三十一日(日) 午後一時から午後五時まで (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)に 基づく特別管理産業廃棄物管理責任者 の資格を得るための講習(以下「特別 管理産業廃棄物管理責任者資格取得講 習」という。)の科目は、午前十時か ら正午まで)	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり
---	-------------------------

2 講習

日 時	場 所
令和七年八月三十一日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

四 受講対象者

1 研修

- (一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニン
グ師(第一型)
- (二) 青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち
第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

- (一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニ
ング業務に従事する者(第一型)
- (二) 青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に
従事する者のうち第一型講習を都合により受講できない者(第二型(通信
制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一 理容会館一階
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まないもの)
- (二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含むもの)
- (三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみのもの)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第三百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第
百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行
う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サ ービス 事業者	名 称	主たる事務所の 所在地		障害福祉 サービスの 種類	就労継続 支援B型	就労継続支 援B型事業 所縁(上北)	青森県上北郡東 北町大字上野東 新堤向五二の一 棟	令和 七・五・一
		名 称	所 在 地					
合同会社健 有会	青森県上北郡東 北町大字上野東 新堤向五八の六							

青森県告示第三百十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定に
より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五
の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業所		指 定
名 称	主たる事務所の所在地	種類	名 称	年 月 日
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	保育所等訪問支援	大町児童デイサービスセンターひかり	令和七・五・一

青森県告示第三百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
青 森 市	新城山田第七地区	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
弘 前 市	第三清野袋地区	
八 戸 市	松館（五）、松館（六）	
五所川原市	松島町の一部（四）	
む つ 市	大字田名部字立山の一部、二又川目の一部	

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更
ホームックニコット大間店 下北郡大間町大字大間字上野四三の一	DCMニコット大間店 下北郡大間町大字大間字上野四三の一	令和 三・三・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一〇 代表取締役 上田常世	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一〇 代表取締役 和泉修	住所 令和六・七・一 代表者の 氏名 令和七・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一〇 代表取締役 上田常世	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一〇 代表取締役 和泉修	住所 令和六・七・一 代表者の 氏名 令和七・三・一

四 届出年月日

令和七年四月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び大間町役場

2 期間

令和七年五月十四日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和七年九月十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
ホームックニコット大畑店 むつ市大畑町中島八〇の二	DCMニコット大畑店 むつ市大畑町中島八〇の二	令和 三・三・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一〇 代表取締役 上田常世	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 和泉修	令和 六・七・一 氏名 令和 七・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一〇 代表取締役 上田常世	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 和泉修	令和 六・七・一 住所 令和 七・三・一 氏名 令和 七・三・一

四 届出年月日

令和七年四月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

2 期間

令和七年五月十四日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和七年九月十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三の三

代表取締役 笹田賢一

三 市町村の意見の概要

これまでどおり、廃棄物の保管及び処理を行う場合には、廃棄物処理法に従い適正に行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年五月十四日から同年六月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、才市田溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならない

らないこととされている。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月十五日から同年六月三日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和七年五月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡横浜町字モダシ平一の七九、一の八一、一の八二、一の一一五及び一の一一六の各一部	上北郡横浜町字林尻一〇二の一〇〇 日本ホワイトファーム株式会社